育児・介護休業等に関する労使協定

ライフアート株式会社(以下、「会社」という)とライフアート株式会社の社員の過半数を代表する者(以下、「社員代表」という)は、会社における育児・介護休業等に関し、次のとおり協定する。

(1歳に満たない子を養育するための育児休業の申し出を拒むことができる社員)

- 第 1条 会社は、次の社員から 1歳に満たない子を養育するための育児休業の申し出があったときは、 その申し出を拒むことができるものとする。
 - (1) 入社1年未満の社員
 - (2) 申し出の日から1年以内に雇用関係が終了することが明らかな社員
 - (3) 1週間の所定労働日数が2日以下の社員

(1歳から1歳6箇月までの子を養育するための育児休業の申し出を拒むことができる社員)

- 第2条 会社は、次の社員から1歳から1歳6箇月に達するまでの子を養育するための育児休業の申し出があったときは、その申し出を拒むことができるものとする。
 - (1) 入社1年未満の社員
 - (2) 申し出の日から6箇月以内に雇用関係が終了することが明らかな社員
 - (3) 1週間の所定労働日数が2日以下の社員

(介護休業の申し出を拒むことができる社員)

- 第3条 会社は、次の社員から介護休業の申し出があったときは、その申し出を拒むことができるものとする。
 - (1) 入社1年未満の社員
 - (2) 申し出の日から93日以内に雇用関係が終了することが明らかな社員
 - (3) 1週間の所定労働日数が2日以下の社員

(子の看護休暇の申し出を拒むことができる社員)

- 第4条 会社は、次の社員から子の看護休暇の申し出があったときは、その申し出を拒むことができる ものとする。
 - (1) 入社6箇月未満の社員
 - (2) 1週間の所定労働日数が2日以下の社員

(介護休暇の申し出を拒むことができる社員)

- 第5条 会社は、次の社員から介護休暇の申し出があったときは、その申し出を拒むことができるものとする。
 - (1) 入社6箇月未満の社員
 - (2) 1週間の所定労働日数が2日以下の社員

(所定外労働の免除の申し出を拒むことができる社員)

- 第6条 会社は、次の社員から所定外労働の免除の申し出があったときは、その申し出を拒むことができるものとする。
 - (1) 入社1年未満の社員
 - (2) 1週間の所定労働日数が2日以下の社員

(育児短時間勤務の申し出を拒むことができる社員)

- 第7条 会社は、次の社員から育児短時間勤務の申し出があったときは、その申し出を拒むことができるものとする。
 - (1) 入社1年未満の社員
 - (2) 週の所定労働日数が2日以下の社員

(介護短時間勤務の申し出を拒むことができる社員)

- 第8条 会社は、次の社員から介護短時間勤務の申し出があったときは、その申し出を拒むことができるものとする。
 - (1) 入社1年未満の社員
 - (2) 週の所定労働日数が2日以下の社員

(社員への通知)

第9条 会社は、第1条から第8条までのいずれかの規定により社員の申し出を拒むときは、その旨を 社員に通知するものとする。

(有効期間)

第 10 条 本協定の有効期間は、平成 25 年 12 月 9 日から平成 26 年 12 月 8 日までとする。ただし、 有効期間満了の 1 箇月前までに、会社、社員代表いずれからも申し出がないときには、更に 1 年間 有効期間を延長するものとし、以降も同様とする。

平成27年 月 日

ライフアート株式会社代表取締役齋藤 信也 ⑪ライフアート株式会社社員代表